

鈴鹿市告示第60号

鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱（平成27年鈴鹿市告示第253号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 所有者等 空き家に係る所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。 （適用上の注意） 第4条 この要綱の規定は、<u>空き家バンク制度以外による空き家の取引を行うことを妨げるものではない。</u> （空き家の登録の申込み等） 第5条 所有者等のうち、空き家バンク制度を利用しようとする者は、空き家バンク制度登録申込書（第1号様式）に同意書（第1	（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 所有者等 空き家に係る所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者<u>（法人その他の団体を除く。）</u>をいう。 （適用上の注意） 第4条 この要綱の規定は、<u>この要綱の規定による空き家の取引以外</u>の取引を行うことを妨げるものではない。 （空き家の登録の申込み等） 第5条 所有者等のうち、空き家バンク制度を利用して自らが所有する空き家に関する<u>情報を登録</u>しようとする者は、空き家バン

号様式の 2) を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る空き家を空き家バンク制度登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク制度登録完了通知書 (第 2 号様式) により第 1 項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定による登録を受けようとする空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

(1) 法令等に違反している建物又は敷地

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める建物又は敷地

5 ～ 7 略

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第 6 条 前条第 2 項の規定による登録を受けた者 (以下「空き家登録者」という。) は、当該登録に係る事項に変更があったときは、空き家バンク制度登録事項変更届出書 (第 3 号様式) を市長に提出しなければならない。

(空き家の登録の抹消)

第 7 条 市長は、第 5 条第 2 項の規定による

ク制度登録申込書 (第 1 号様式) に同意書 (第 1 号様式の 2) 及び空き家バンク制度登録カード (第 2 号様式) を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、空き家バンク制度登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク制度登録完了通知書 (第 3 号様式) により第 1 項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

4 ～ 6 略

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第 6 条 前条第 2 項の規定による登録を受けた者 (以下「空き家登録者」という。) は、当該登録に係る事項に変更があったときは、空き家バンク制度登録事項変更届出書 (第 4 号様式) を市長に提出しなければならない。

(空き家の登録の抹消)

第 7 条 市長は、第 5 条第 2 項の規定による

登録をした空き家について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度登録抹消通知書（第4号様式）により当該空き家登録者に通知するものとする。

- （1） 略
- （2） 空き家バンク制度登録抹消申出書（第5号様式）の提出があったとき。
- （3） 第12条第5項の方法による交渉成立の報告があったとき。
- （4） 第5条第7項に規定する登録期間を経過したとき。
- （5） 略
（情報の公開及び提供並びに利用登録）

第8条 略

- 2 前項の規定による提供を受けようとする者は、空き家バンク制度利用者登録申込書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込に係る者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、空き家を適正に管理することができる者と認めたときは、空き家バンク制度利用者登録台帳に登録するものとする。

- （1） 略
- （2） 居住支援及び地域の活性化のために空き家を活用すること。

- 4 市長は、前項の規定による登録をしたと

登録をした空き家について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度登録抹消通知書（第5号様式）により当該空き家登録者に通知するものとする。

- （1） 略
- （2） 空き家バンク制度登録抹消申出書（第6号様式）の提出があったとき。
- （3） 第11条第3項の規定による交渉成立の報告又は第12条第5項の方法による交渉成立の報告があったとき。
- （4） 第5条第6項に規定する登録期間を経過したとき。
- （5） 略
（情報の公開及び提供並びに利用登録）

第8条 略

- 2 前項の規定による提供を受けようとする者は、空き家バンク制度利用者登録申込書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込に係る者が次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、空き家バンク制度利用者登録台帳に登録するものとする。

- （1） 略
- （2） 地域住民と協調して生活すること。

- 4 市長は、前項の規定による登録をしたと

きは、空き家バンク制度利用者登録完了通知書（第7号様式）により第2項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

5 略

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度利用者登録抹消通知書（第9号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

（1）～（3） 略

（4） 空き家バンク制度利用者登録抹消届出書（第10号様式）の提出があったとき。

きは、空き家バンク制度利用者登録完了通知書（第8号様式）により第2項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

5 略

6 市長は、必要に応じて、空き家バンク制度利用者登録台帳に登録された情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、空き家登録者に当該情報を提供するものとする。

（1） 利用区分

（2） 利用目的

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度利用者登録抹消通知書（第10号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

（1）～（3） 略

（4） 空き家バンク制度利用者登録抹消届出書（第11号様式）の提出があったとき。

（5） 次条第3項の規定による交渉成立の報告又は第12条第5項の方法による交渉

(5)・(6) 略 (交渉の通知) 第11条 市長は、利用登録者から空き家バンク制度登録台帳に登録された空き家の内覧又は購入若しくは賃借について交渉の申込みがあった場合は、当該空き家登録者又は当該者の代理若しくは媒介を行う者にその旨を通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく当該利用登録者に内覧又は購入若しくは賃貸の可否を回答するものとする。 (空き家登録者と利用登録者の交渉等) 第12条 略 2～4 略 5 空き家登録者又は利用登録者から、交渉等に係る媒介等を協力事業者に依頼する旨の申出があった場合は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3項の協定で定める方法により手続を行うものとする。	<u>成立の報告があったとき。</u> (6)・(7) 略 (交渉の申込み及び通知) 第11条 利用登録者のうち、空き家バンク制度登録台帳に登録された空き家の購入又は賃借について交渉を希望する者は、空き家バンク制度交渉申込書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、利用登録者が購入又は賃借を希望する空き家に係る空き家登録者又は当該者の代理若しくは媒介を行う者にその旨を通知するものとする。 3 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく当該利用登録者に契約の可否を回答し、その回答した内容を記載した空き家バンク制度交渉結果報告書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。 (空き家登録者と利用登録者の交渉等) 第12条 略 2～4 略 5 空き家登録者又は利用登録者から、交渉等に係る媒介等を協力事業者に依頼する旨の申出があった場合は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第3項の協定で定める方法により手続を行うものとする。
--	---

第1号様式及び第1号様式の2を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申込者 〃
住所
氏名ふりがな
電話番号
メールアドレス

空き家バンク制度登録申込書

空き家バンク制度に登録したいので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により同意書を添えて申し込みます。

物件の所在地	鈴鹿市
物件の所有者	☐ 申込者と同じ ☐ 申込者以外（以下の項目も記入すること。） 住所 氏名ふりがな 電話番号 申込者との関係

誓約事項（内容を確認後、必ず□欄にチェックしてください。）

□私は、次の事項について誓約します。

- 1 鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
- 2 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 市は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しないことを理解し、当該交渉並びに契約に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとします。

第1号様式の2（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

住所

氏名

同意書

空き家バンク制度に登録するに当たり、次に掲げる事項について同意します。

- 1 固定資産台帳及び建築確認申請に記載されている事項について、市の担当部署に照会すること。
- 2 「鈴鹿市空き家バンク」のほか、空き家バンク関連ホームページ等へ物件情報を掲載すること。
- 3 私の個人情報及び登録した物件の情報について、内覧、交渉等を希望する利用登録者又はその媒介を担当する協力事業者に提供すること。
- 4 空き家に係る所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者が複数いる場合は、その者全員の同意を得た上で代表して申し込むこと。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式を第3号様式とし、第5号様式を第4号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申出者 住所
氏名

空き家バンク制度登録抹消申出書

空き家バンク制度登録台帳に登録されている物件の情報について、抹消を希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

1 物件番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 抹消する理由

☐ 交渉成立

交渉者氏名

利用者登録番号 第 号

☐ 空き家バンク制度以外で成立

☐ その他

()

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申込者 氏

住所

ふりがな
氏名

電話番号

メールアドレス

空き家バンク制度利用者登録申込書

空き家バンク制度を利用したいので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により申し込みます。

利用区分	☐ 購入 ☐ 賃借
------	---

誓約事項（内容を確認後、必ず□欄にチェックしてください。）

□私は、次の事項について誓約します。

- 1 鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
- 2 空き家バンク制度の利用を通じて得た情報については、決して他の目的に使用することはありません。
- 3 空き家を利用することとなったときは、建物及びその敷地を適正に管理し、地域住民と強調して生活するとともに、賃借の場合は賃借人としての義務を果たします。
- 4 市は、空き家登録者と利用登録者とが行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しないことを理解し、当該交渉及び契約に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとします。
- 5 私の個人情報について、内覧等を希望する物件の登録者又は当該者の代理若しくはその媒介を担当する協力事業者に提供することに同意します。
- 6 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

第 6 号様式及び第 7 号様式を削り、第 8 号様式をから第 1 1 号様式までを 1 様式ずつ繰り上げる。

第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。